

Homamar

向日葵

令和2年
第272号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



公益社団法人 東村山法人会

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp



恵比寿ガーデンプレイス イルミネーション(2019年11月)

主な内容

ちょっと知りたい税理士column……………	2-3
税務署だより……………	4-6
教えて税理士さん! / 立川都税事務所からのお知らせ…	7
法人会の令和3年度税制改正に関する提言…	8-9
社労士column……………	10
地域の名所 / 地域のイベント情報……………	11
会社紹介……………	12
決算書作成講座及び法人税申告書等の書き方講座実施報告 / 年末調整実務研修会実施報告…	13
【実施報告】ZOOMビジネスモデル“発想”基礎講座 / パワハラ等防止に関する実務セミナー	
【ご案内】事業継承個別相談会 / コロナ対策個別相談…	14

【ご案内】法人会セミナー / 脱★ドンブリ経営セミナー / e-Tax・eLTAX講習会……………	15
【ご案内】青年部会租税プロレス / セミナーのご案内…	16
健康コラム・睡眠改善で社員の免疫力高めよう…	17
法人会入会案内 / 七つの間違い探し『紅葉狩』…	18
人人……………	19
自主点検チェックシート……………	20
納税表彰等受表彰者紹介 / 支部・部会活動実施報告…	21
委員会紹介コーナー / 福利厚生制度受託会社コーナー…	22
法人会行事のご案内 / 2月健診案内……………	23
recipe / 7つの間違い探し答え……………	24

「新型コロナ対策資本金性」

今回のコラムでは、令和2年度第2次補正予算により創設された「新型コロナ対策資本金性劣後ローン」についてお伝えしたいと思います。

新型コロナウィルスによる感染拡大が続いており、いまだ経済的影響を受けている事業者は多いと思います。

すでに、コロナ貸付やコロナ保証を使って資金調達している事業者が、さらに資金を借りようとした場合、追加申請して資金調達できる可能性はゼロではありませんが、あらゆる選択肢を捨てない、という姿勢が重要になります。

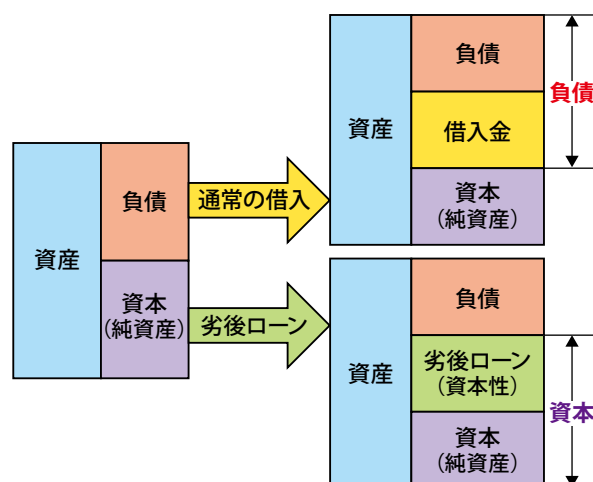
ハードルは高いのですが小規模事業者でもこの「新型コロナ対策資本金性劣後ローン」も選択肢の一つとして、是非知っておいて欲しいと思います。

コロナ禍を乗り切るのには、あらゆる選択肢を排除せずに何としても乗り切る姿勢を貫いて欲しい!と思っています。

もちろん、戦略的な撤退の意思決定が必要になる場合もあると思いますが…。

この聞き慣れない「劣後ローン」という言葉ですが、簡単に言うと、自己資本とみなすことができる借入金のことです。

通常、金融機関などから融資を受けた借入金は「負債」として扱われます。ところが劣後ローンは、借入金をしても自己資本(純資産)とみなされます。借入金の元本は期限までに一括して返済する「期限一括返済」のため、期限までは利息だけを払います。



現在、日本政策金融公庫(国民生活事業／中小企業事業)では、新型コロナ感染症の影響を受けているスタートアップ企業や事業再生に取り組む事業者を対象に、「新型コロナ対策資本金性劣後ローン」を実施しています。

〈対象者〉

新型コロナウィルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者

- ① J-Startupに選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
- ② 再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者
- ③ 事業計画を策定し^(※)、民間金融機関等による協調支援を受ける事業者

(※)国民生活事業については、**原則「認定支援機関」の経営指導を受けて**事業計画を策定した事業者となります。

〈資金使途〉

設備資金および運転資金

〈融資限度額〉

国民：7,200万円以内(別枠)

中小事業：7億2千万円(別枠)

〈返済期間〉

5年1ヵ月、10年、20年のいずれか

〈返済方法〉

期限一括返済(利息は毎月払)

劣後ローンとは

税理士 芦澤 千夏子



〈利率〉国民生活事業

- ・融資後3年間は1.05%、3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて2区分利率が適用されます。

税引後 当期純利益額	期間5年1ヵ月	期間10年	期間20年
0円以上	3.40%	3.40%	4.80%
0円未満	1.05%	1.05%	1.05%

〈利率〉中小企業事業

- ・融資後3年間は0.50%、3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、2区分利率が適用されます。

税引後 当期純利益額	期間5年1ヵ月	期間10年	期間20年
0円以上	2.60%	2.60%	2.95%
0円未満	0.50%	0.50%	0.50%

- ・出典：<https://bit.ly/3kxw4IF>
(日本公庫HPより)

〈ポイント〉

- ・原則として、民間金融機関等から日本公庫の融資に合わせて、または融資後一定の期間内に新たな融資を受けることが可能な方等が対象となります。
- ・既に新型コロナ特別貸付を利用している事業者も相談可能です。
- ・業績連動利率、期限一括返済を採用しています。
- ・原則として専用の事業計画書の提出が必要です。
- ・法的倒産時には、全ての債務に劣後します。
- ・資産査定上、自己資本とみなすことができます。
- ・完済までの間、毎期の経営状況の報告等を含む特約を締結する必要があります。
- ・原則として、融資後5年間は期限前返済できません。

〈メリット〉

この借り入れは、自己資本とみなすことができるため、企業の安定性を評価する自己資本比率(資本[純資産]÷資産[総資本])が改善することにより、今後、他の金融機関から融資が受けやすくなります。

〈デメリット〉

金利が高い。劣後ローンによる資金調達をした事業者が倒産などした場合、税金や従業員の給与などの債務が優先的に返済され、この劣後ローンの返済は後回しとなります。つまり返済が後回しの融資であり、貸し手としては回収不能となるリスクが高くなるため金利が高くなります。

「新型コロナ対策資本金性劣後ローン」のメリットとデメリットを踏まえたうえで選択肢の一つとして利用するかどうかを考えてみてください。

Profile 芦澤 千夏子



改正動物愛護管理法で愛玩動物の「終生飼育」が義務づけられたことから行政や愛護団体のほとんどは高齢者へ保護動物を譲渡しません。

こうした現状を打破る「保護猫の永年預かり制度」を「NPO法人猫と人を繋ぐツキネコ北海道」が考案しました。

これは、猫を“飼う”のではなく、世話ができなくなるまで“預かる”ことで高齢者も保護猫も安心して穏やかに暮らせる制度です。このような制度、日本全国で活用してほしいと思います。

■事務所 芦澤税理士事務所

■アドレス chika@ashi-tax.com

■ホームページ <https://ashi-tax.com/>

通常の税理士業務の他に資金調達、ペットが幸せになる相続に力をいれています！

税 務 署 だ よ り

申告書の作成・送信は 自宅で 国税庁ホームページ から！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス



スマートフォンはこちらから→

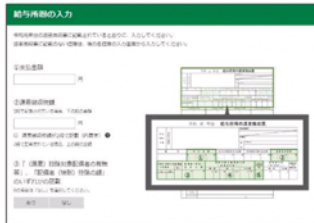
確定申告
利用者の感想
94%の方が役立つ
と回答

マイナポータル
利用率
3人に2人が利用

STEP 2 申告書を作成



スマホ専用画面



パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。
※ 画面は色和紙等のものです。

STEP 3 申告書を送信

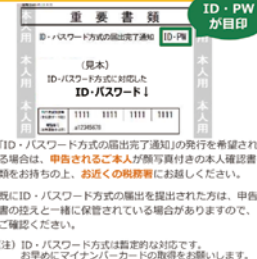
マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！



※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信



※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国税庁ホームページ はこんなに 便利！

マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「マイナポータル」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。
詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご覧ください。



詳しくはこちら！

Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「Google Chrome」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。
また、ご利用に当たってはマイナポータルアプリのインストールが必要です。

困ったら"ふたば"にご相談ください ※令和3年1月公開予定



申告書の作成でお困りのときは、「税務相談チャットボット」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご確認いただくか、電話でお問い合わせください。



スマホでの相談はこちら！

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請はこちら！

マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

国税庁 法人番号7000012050002

R2.9

所得税・贈与税・個人消費税の 東村山税務署の申告書作成会場は 2月16日(火)に開設します。

1月20日(水)から税務署には庁舎外も含め、駐車場はありませんので、お車での来署はご遠慮ください。

【開設期間】令和3年2月16日(火)から3月15日(月)まで
(土、日及び祝日を除く)

※ ただし、2月21日(日)と2月28日(日)は開場します。

【受付時間】午前8時30分から午後4時まで

【相談時間】午前9時から午後5時まで

※ 会場の混雑回避のために、受付を早めに締め切る場合があります。

※ ご来場の際は、できる限り少人数で、マスクを着用の上お越しください。



e-Tax 又は光ディスク等による提出義務基準の引下げについて

e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務基準が
100枚以上に引き下げられました！

【改正の内容】

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が
100枚以上(現行：1,000枚以上)である法定調書については、令和3年1月1日
以降、e-Tax又は光ディスク等による提出が必要となります。

例えば、平成31年1月に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和3年1月に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax 又は光ディスク等により提出する必要があります。
なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。

- 支払調書の光ディスク等による提出については、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。

東村山税務署では、

令和3年1月中旬から**4月中旬(予定)**までの間
駐車スペースはございません。

身体障がい者用駐車場は除きます。

また、**署外の臨時駐車場の設置もございません。**

ご不便をおかけしますが、ご来署の際は公共交通機関を
ご利用いただきますようお願いいたします。

令和2年10月発行の本誌第271号に掲載しました次の記事につきまして、誤りがございました。ご迷惑をお掛けしましたことをお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

- 4ページ「令和2年分 年末調整の改正点『1 給与所得控除に関する改正』の表」のうち給与所得控除額の改正後欄

【正】

改正後
55万円
(A)×40%－10万円
(A)×30%＋8万円
(A)×20%＋44万円
(A)×10%＋110万円
195万円

【誤】

改正後
55万円
(A)×40%－10万円
(A)×30%－8万円
(A)×20%－44万円
(A)×10%－110万円
195万円

教えて!! 税理士さん

CHECK

「教えて税理士さん!」コーナーでは、経営者としていまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等に税理士さんがお答えします。

質問

経営者として必要な財務三表の見方について
教えてください。

(小平市T.A)

回答

財務諸表の中でも重要なのが、損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書です。これを合わせて「財務三表」といいます。

まず、この財務三表について簡単にご説明させていただきます。

- 損益計算書…………… 損益計算書は、一定期間の経営成績、すなわち会社の損益を表す計算書類です。
- 貸借対照表…………… 貸借対照表は、一定時点の財政状態、すなわち、会社が資金をどのように調達し、どのように運用しているかを表す計算書類です。
- キャッシュフロー計算書… キャッシュフロー計算書は、一定期間の資金の流れ、すなわち、会社の一定期間の現預金の増減内容を表す計算書類です。

【財務三表の関係】

損益計算書により計算された当期純利益は、貸借対照表の利益剰余金に累積されます。キャッシュフロー計算書により計算された現預金の増減を、期首の現預金残高にプラスマイナスすることによって、貸借対照表の期末現預金残高が算出されます。

このように、財務三表は、相互に結び付いているため総合的に読みとくことが大切です。

【財務三表のおすすめ】

損益と現預金の増減額は一致しない場合がほとんどです。財務三表の全体をみることによってその一致しない要因がわかります。

利益が出ているにも関わらず倒産するということがあります。いわゆる黒字倒産です。

財務三表を活用し、会社の活動を損益と収支の両面から総合的に捉えることにより黒字倒産防止にも繋がると考えられます。

多くの方は、損益計算書・貸借対照表は作成されていると思いますが、キャッシュフロー計算書は作成されていないのではないのでしょうか。

是非、キャッシュフロー計算書も作成し、財務三表で総合的に会社の状況を把握してみてください。

回答者



東京税理士会東村山支部所属 松井明美税理士事務所 税理士 松井 明美

立川都税事務所からのお知らせ —東京都主税局についてのお知らせ—

年末年始における窓口業務のご案内



年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。

	12月28日(月)	12月29日(火)～1月3日(日)	1月4日(月)
都 税 の 納 税	○	×※	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。	○
証明書等の取扱い (郵送分を含む)	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

また、パソコン等からのクレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・モバイルバンキングによる納付等もご活用ください。

【お問い合わせ先】 立川都税事務所 042-523-3171(代表)
府中都税支所 042-364-2288
小平都税支所 042-464-0070

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」まとまる

コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、 中小企業に実効性ある支援と税制措置を!

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」が、9月24日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「中小企業が事業継続するための税制措置」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」からなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

● 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要があり、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

● 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和を、スピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要があるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮し、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

● 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

● 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

● 社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

● 年金については「マクロ経済スライドの厳格対

応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

● 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

● 新型コロナウイルス対策についても、政治の対応が迷走、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかとなった。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制と国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制を求める。

また、システム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮を求める。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

● 中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅し、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

● 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、それが直ちに本則化することが困難な場合は、令和3年3月末日となっている適用期限を延長する。

● 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化するべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

● 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については、新型コロナウイルスの収束時期が不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2.消費税関係

● 昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

● 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

● 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

3.事業承継税制関係

● 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

● 事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減、あるいは免除する本格的な事業承継税制の創設を求める。

● 相続税、贈与税の納税猶予制度は、猶予制度ではなく免除制度に改める。新型コロナの影響などを考慮すると、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、これから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念されるため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4.相続税・贈与税関係

● 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、基礎控除を引き上げ、相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げるべきである。

5.地方税関係

● 固定資産税については、令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

III 地方のあり方

● 今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

IV 震災復興等

● 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

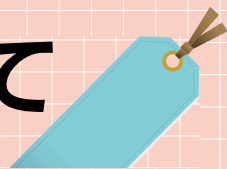
V その他

● 税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>



新型コロナウイルス 感染拡大第3波を迎えて



- 1 連日の全国的な新型コロナウイルスの感染拡大が加速中、年齢層別の感染者状況も変化しているようです。夏場で20～30代が多かった「第2波」に比し、11月の「第3波」では40代以上の感染者および重症化リスクの高い高齢者の感染例が増加しています。
- 2 医療体制の脆弱な地方では、重症化リスクの高い高齢者の感染拡大には、観光支援事業「GoToトラベル」の運用拡大が原因の1つと考えられそうです。
- 3 北海道では、感染者に占める高齢者割合が8月＝40% ➡ 11月＝51%と急上昇し、鈴木知事は道内の状況について「介護施設での集団感染などで重症化しやすい高齢の患者数が急増とともに、医療機関での集団感染が発生し、医療提供体制の逼迫の度合いも急増している」と指摘しました。
- 4 東京都に隣接する神奈川県では「第3波は増加スピードが急で、1波や2波に比べて明らかに高く、世代が広く高齢者なども多くなり重症化率が高くなっている」と分析しました。
- 5 政府が特に注意を呼びかけているのが、次の5つの場面です。
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 居場所の切り替わり
- 6 加藤勝信官房長官は11月20日の記者会見で、3連休を前に5つの場面に注意し、手洗いなどの基本的な感染対策に加え、食事中でも会話時にマスクを着用する「静かなマスク会食」の実践を求めました。また、会食時の対策として「小人数」「小一時間」「小声」「小皿料理」「小まめなマスク・換気・消毒」という「5つの小(こ)」を提唱するのは小池百合子都知事。年末年始を迎えるにあたり、心したいことばかりです。

筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし) 2020年12月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺市役所市民相談担当、
国分寺市指定管理者評価委員、ワンストップソリューションサービスチーム＝NCVPJ 主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員



略 歴

- 昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
- 昭和54年 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- 保有資格 年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- 平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格—特定社労士資格取得
- 平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事 務 所

- 所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
- TEL 090-1738-7991
- e-FAX 03-4496-5373
- e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp

地域の名所

空堀川緑道

ー からぼりがわりよくどうー

武蔵村山市の野山北公園あたりを水源とする空堀川は東大和市を経て東村山市から清瀬市へ流れ、柳瀬川と合流します。

この空堀川の兩岸を通る道が空堀川緑道と呼ばれ、通勤や散歩道として多くの市民に利用されています。

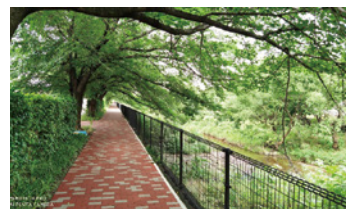
空堀川はその名の通り雨後の増水時を除きところどころで水が涸れ、川岸には草地や樹木もあり、美しい景観を楽しむことができます。

とくに東村山浄水場の対岸付近の緑道にはうっそうとした樹木のトンネルがあり、鴨やコサギや貴重な野鳥が観察でき、野鳥撮影のスポットになっています。

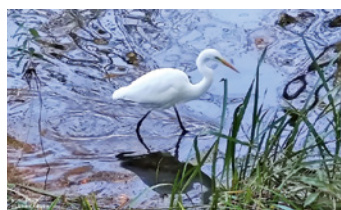
そこから少し上流に歩くと多摩湖自転車道と交差し、右で多摩湖、左で八坂駅方面に向かうことができます、東村山中央公園へも跨線橋（歩道）経由で入園できます。



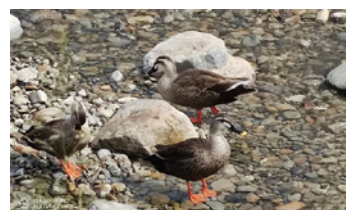
▲東村山市 美住町 府中街道付近



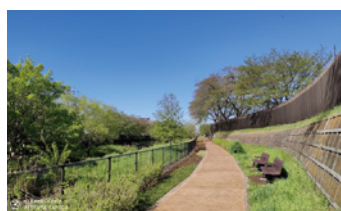
▲東村山市 美住町 東村山浄水場付近



▲東村山市 美住町 東村山浄水場付近



▲東村山市 美住町 東村山浄水場付近



▲東村山市 美住町 東村山浄水場付近



▲東村山市 栄町 栄町陸道付近

地域のイベント情報

志村けんさん銅像プロジェクトにご支援・応援いただきました。すべての皆様に感謝を申し上げます。9月29日より支援の募集を始めてから、本日まで日本各地また世界から6,000名を超えるご支援をいただくことができました。東村山が生んだスーパースター志村けんを愛する人々がこれほど多かったと改めて実感すると同時に、私たち実行委員会メンバーがこれほど素晴らしいプロジェクトに携わることができていることに幸せを感じております。

集まった皆様方の想いの一つ一つをしっかりと受け止めて、東村山に銅像を制作します。

このコロナ禍の時代のなか、“志村けんさんの銅像が未来を明るく照らす。”そんな希望の象徴となるような素晴らしい銅像にします。完成した際はぜひ、皆様で東村山駅前にお越しください。本当にありがとうございました。

あいーん。。

志村けんさん銅像プロジェクト
実行委員会メンバー一同

ありがとう。

#志村けんさん銅像プロジェクト

ご支援・ご声援
ありがとうございました！

祝！目標金額達成！

27,212,905円 / 6,578名

※最終確定は銀行振込での申込者様の金額確定後となります。



東村山駅前にて



会社紹介



Company introduction

有限会社 水道ポンプ細山営業所

代表取締役 細山 茂美

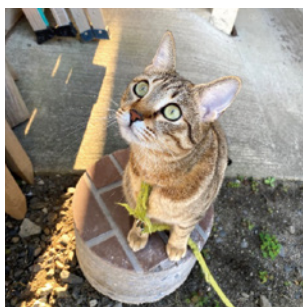
▶所在地 〒204-0022 東京都清瀬市松山2-15-27

▶TEL 042-491-0146 ▶FAX 042-491-0155

1921年(大正21年) 北多摩郡清瀬村芝山958(現、松山2-15-27)にて細山ポンプ店創業 代表 細山松五郎
武蔵野ポンプ業組合
1959年(昭和34年) 清瀬町指定水道工事店 細山ポンプ工業所 代表 細山一郎
1974年(昭和49年) 多摩地区水道都営一元化により東京都指定給水装置工事事業者
有限会社 水道ポンプ細山営業所 社名変更
2006年(平成18年) 代表 細山茂美 就任
2020年(令和 2年) 業務内容: 上下水道、空調、水道施設工事を営み現在に至る



▲会社事務所前で BBQ



▲会社のマスコット猫、レオくん



@olenoleo_tokyo

Instagram



▲会社事務所内

当社は1921年創業以来、給排水衛生工事を中心に水道土木工事、近年では空調設備工事など安全で快適な環境づくりの提供を心掛けてまいりました。
お客さまを第一と考え施主やオーナー、利用者の皆さまに寄り添った施工技術、管理、維持サービスを追求しております。

次の時代も信頼され続ける

総合設備サービス会社へ

当社は2021年に創業100周年を迎えるにあたり、本年を次なる飛躍に向けた年と位置づけてまいりました。積み重ねてきた歴史や経験に甘んじることなく、常に新たな気持ちで業務に取り組み、今まで以上に信頼され選ばれる「総合設備サービス」へと成長したいと思っております。

まず、そして変わります。社会の中で柔軟に変革し、今後も新たな挑戦を掲げ専門家としての誇りと責任を胸に一層の向上に努めてまいります。

報告

決算書作成講座及び 法人税申告書等の書き方講座 実施報告

法人会館において「決算書作成講座」(全5回)を10月7日(水)より開催するとともに引き続き、「法人税申告書等の書き方講座」(全5回)を開催しました。

講師は、東京税理士会東村山支部所属税理士の野澤英二先生にお願いし、決算書の作成及び法人税申告書への転記要領を準備したテキストと講師が作成した資料等を元に分かり易く講義していただきました。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため三密防止や消毒、マスク着用での講座となりましたが、受講者の方からは、「覚えなければいけないことが多く、テキストをみただけでは分からないので、直接税理士の先生より話が聞けて本当に良かったです。」との声をいただきました。来年度も同時期に開催しますので、是非ご受講ください。



野澤英二先生



講演状況

報告

セミナー

年末調整実務研修会 実施報告

11月16日(月)と17日(火)法人会館において年末調整実務研修会を開催しました。今年は特に改正点が多く、新しい書式も追加されたため、研修会終了後も多くの質問を頂きましたが、講師の東村山税務署法人課税第2部門市川源泉審理担当上席と管理運営第2部門小澤上席国税徴収官より、「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出のしかた」のDVDを鑑賞後、税務署が準備したテキストを使用して説明を受け、参加いただいた方々に年末調整の手順について理解していただきました。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため各市での年末調整実務研修会が中止になる中、法人会主催ということで特別に税務署から講師を派遣いただくとともに、三密防止を図るため、受講者数を制限したため3回に分けて実施いたしました。



市川源泉審理担当上席



小澤上席国税徴収官



研修会の状況

報告

オンライン

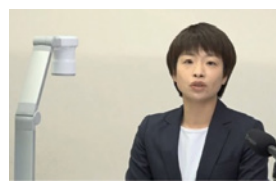
年末調整法定調書講座 実施報告

コロナの感染拡大が危惧されるため、11月19日(木)から25日(水)の視聴期間内ならいつでも、どこでも24時間視聴可能な「オンライン!年末調整法定調書講座」を開催しました。自宅や会社で受講でき、コロナ禍においても安全に学習が可能のため、多くの受講者の関心を得ることができました。

講師は東京税理士会所属税理士信澤奈津美氏により、年末調整の実務を初めて担当される方から経験者を対象に、年末調整と法定調書の手続きの流れと書面の書き方のご説明をいただきました。なお、このセミナーは13のテーマ(合計約360分)から自由に選択することができ、時間の無い方でも必要なテーマのみ学習することができました。



オンライン画面



信澤奈津美氏



使用テキスト

受講者の感想

会社の経理担当をしていますが、多忙な毎日ですので、好きな時間と場所で受講できること、また、新型コロナウイルス感染防止対策にも役に立つことが嬉しいです。講義と教材はとても分かり易く、来年度もオンライン講座を受講したいと思います。

報告

ZOOMビジネスモデル“発想”基礎講座 実施報告

11月6日(金)、多摩地区4法人会(東村山・日野・八王子・立川)主催として、オンライン会議ツールZOOMを使用したセミナーを開催しました。税理士佐々木美佳氏に「ビジネスモデル“発想”基礎講座」として、事業の陳腐化・衰退化・粗利改善の新たな手法や誰にでもイマジネーションを活かせる理論、コロナ社会と共生するビジネスアイデアの創出について講義をいただきました。

法人会としても、コロナ禍にある現状を考慮して、対面式セミナーとともに、会社やご自宅で受講可能なオンラインセミナーを開催企画してまいりますので、是非ご活用ください。



ZOOM画面(佐々木美佳氏)

報告

パワハラ等防止に関する実務セミナー 実施報告

11月13日(金)、東村山法人会館において東京都労働相談情報センター国分寺事務所共催の「令和2年度経営労務講座」を開催しました。第1部として「ハラスメントに関する実務」、第2部として「パワハラ等防止に関する法改正の概要と求められる対応」を2名の弁護士(松尾裕介氏・内田直子氏)に講義いただき、企業として前向きで適切なパワハラ防止施策をすることで生産性向上が見込めることを具体的に説明していただきました。

受講者の感想

- ・当社でも勉強会を実施していましたが、本日改めて理解が深まりました。
- ・具体的に裁判例を紹介して頂き、分かり易くハラスメントを学びました。
- ・ハラスメントに対して事業者求められる義務が強化されたことがよく理解できました。



松尾裕介氏

内田直子氏



セミナー会場

ご案内

事業承継個別相談会のご案内

無料

①東京都多摩地域事業引継ぎ支援センターによる事業承継個別相談会

事業承継に関する個別相談会を開催しています。

事業引継ぎに関することならどんな相談でも結構です。

■ 日 時 令和3年1月21日(木) 2月18日(木) 3月18日(木)
13時～16時 事前予約制(1社45分ほど)

■ 相談員 東京都多摩地域事業引継ぎ支援センター相談員

■ 相談料 無料



スマートフォン等
からお申込み

②国土工営による事業承継個別相談会

事業承継に関する悩みをお持ちの方は是非ご相談ください。

■ 日 時 令和3年1月14日(木) 2月9日(火) 3月11日(木)
13時～16時 事前予約制(1社60分ほど)

■ 相談員 (株)国土工営、中小企業診断士 上甲寛氏

■ 相談料 無料



スマートフォン等
からお申込み

ご案内

コロナ対策個別相談のご案内

初回無料

新型コロナウイルス関連の助成金・給付金・補助金等の申請サポートや各種法律問題についての解決のアドバイスを専門家がを行います。

当法人会は、優秀な士業やコンサルタントの方々と密接なネットワークを構築しております。ご相談内容に応じて専門家が丁寧に対応いたします。引き続き、問題解決のサポート等をご希望される場合は、当該専門家とサポート範囲や費用等について、ご協議いただいた上で継続してご相談が可能ですのでご安心ください。

■ 相談料 初回無料

■ 相談方法 メール、ファックス、面談等

■ 相談日 応相談



スマートフォン等
からお申込み

上記セミナーは東村山法人会館で開催します。どなたでも参加できます！
参加ご希望の方はQRからお申込みいただくか、東村山法人会にお電話ください。

☎ 042-394-7654

東村山法人会 セミナーのご案内



**参加費
会員無料!!**

セミナー名	月日(曜日)	時 間
決算法人説明会	1月12日(火)	13時～15時30分
新設法人説明会	1月20日(水)	13時～15時40分
税務教室「消費税申告書作成講座～原則課税～」	1月26日(火)	14時～16時
決算法人説明会	2月 2日(火)	13時～15時30分
税務教室「消費税申告書作成講座～簡易課税～」	2月16日(火)	15時～16時
売上につながる名刺セミナー	2月10日(水)	14時～16時
e-Tax・eLTAX講習会	2月26日(金)	13時30分～16時10分
オンライン!新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 による特別措置税制セミナー	2月 2日(火)	14時～15時30分
オンライン!脱★ドンブリ経営セミナー	2月 3日(水)	15時～16時30分

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合の良い日にお越し下さい。

どなたでも参加できます! お問い合わせ▶ ☎042-394-7654

● 新型コロナウイルスの影響等で開催を取り止めることがあります。
細部は事務局へお問い合わせ下さい。

ご案内

e-Tax・eLTAX講習会のご案内

無 料

- 日 時 令和3年2月26日(金) 13時30分～16時10分
- 会 場 東村山法人会館
- 参 加 費 無料
- 定 員 4名
- 学習内容 ▶ e-Tax講習会

- ① 関与税理士による「代理送信」とは
 - ② 「ダイレクト納付」とは
 - ③ 効果的な活用方法
- ▶ eLTAX講習会
- ① eLTAXの概要
 - ② eLTAXの利用届出手続き

詳細は添付のチラシを
ご確認ください。



スマートフォン等
からのお申込み

ご案内

脱★ドンブリ経営セミナーのご案内

会員無料

～お金の悩みから解放され、本業に専念したい経営者のための～

- 日 時 令和3年2月3日(水) 15時～16時30分
- 会 場 ZOOMウェビナー形式による研修
- 参 加 費 法人会会員：無料
一般：3,000円(資料/システム利用実費)
- 担当講師 ゴーウェル株式会社 代表取締役
一般社団法人 日本キャッシュフローコーチ協会
認定コーチ 友部 守 氏
- 主 催 東村山・立川法人会
- 企 画 株式会社アーヌエヌエ

詳細は添付のチラシを
ご確認ください。



スマートフォン等
からのお申込み

上記セミナーは東村山法人会館で開催します。どなたでも参加できます!
参加ご希望の方は東村山法人会にお電話ください。 ☎042-394-7654

青年部会主催

租税プロレス開催予定

東村山法人会×アイスリボン 租税プロレスフェスティバル!!!

租税プロレスタッグチャンピオン決定戦!!!

入場
無料

プロレスでハッピー!
納税でハッピー!

租税プロレス Vol.5

入場無料

【日時】

2021年

2月21日(日)

11:00 開場

【場所】

小平第一中学校
(小平市仲町506)

☆西武新宿線「小平」

徒歩 15分

☆西武多摩湖線「一ツ橋学園」

徒歩 15分

☆JR武蔵野線「新小平」

徒歩 20分



女子プロレス
アイスリボン

新型コロナウイルス感染拡大状況等を踏まえ、定員(チケット)制での開催となります。細部申込方法は、1月中旬に当会ホームページ等で案内します。また、オンライン配信も計画しています。お問い合わせ等は、下記事務局までどうぞ



イベントスケジュール予定

12:30 社会人プロレスW.I.N

13:40 女子プロレス「アイスリボン」による
租税教室

16:00 イベント終了

※会場内は土足厳禁となります。上履き等をご持参ください。

【主催】公益社団法人東村山法人会青年部会 【お問合せ】公益社団法人東村山法人会 ☎042-394-7654

ご案内

セミナーのご案内

※詳しくは同封のチラシをご覧ください。

オンライン! 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による 特別措置税制セミナー

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が国会で成立し、新型コロナウイルス感染症およびその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者に対して、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。今回のセミナーでは主に「緊急経済対策」における税制上の措置について詳しく解説させていただきます。その他、主要改正のポイントなどをわかりやすく解説いたします。

■日 時 令和3年2月2日(火) 14時~15時30分
■会 場 ZOOM ウェビナー形式による研修
■参加費 無料
■担当講師 中島祥貴税理士事務所 所長 中島 祥貴 氏

■主 催 東村山・武蔵野法人会
■定 員 先着 50 名
■お申込締切 1月28日(木)

売上につながる名刺セミナー

名刺交換は大変重要なビジネスチャンスです。名刺にその方が持つ「お客様へ提供できるリアルなメリット」や「同業他社との違い」、商品やビジネスの「簡潔な説明」があれば、ビジネスマッチングの機会を飛躍的に向上させられます。本ワークショップ・セミナーは名刺交換をするだけで「お客様が増え」、「売り上げが伸びる」そんな広告名刺やショップカードの作り方をワークを通して作成できます!

■日 時 令和3年2月10日(水) 14時~16時
■会 場 東村山法人会館
■参加費 無料
■担当講師 (有) エスデザイン 奥森 九月 氏
■定 員 先着 20 名



睡眠改善で

社員の免疫力高めよう

日刊工業新聞社
岡田 直樹

新型コロナウイルスの影響が長期化しそうだ。

業種や企業によっては、在宅勤務やリモートワークが日常化し、健康面の自己管理がより重要になる。企業はコロナ第二波や新興ウイルスに備えて「睡眠の質」の改善を支援し、社員の免疫力を高めておきたい。

今や日本人の5人に1人は寝付きにくい、眠りが浅い、早朝覚醒などの悩みを抱えているといわれる。在宅勤務では昼夜逆転など睡眠時間に乱れが生じやすい。また在宅勤務から在宅勤務への切り替え時に、環境急変によるストレスから不眠症になるケースもある。

社員の「睡眠の質」を改善させる取り組みが、生産性や労働安全のみならず、感染症対策や心の健康の視点からも重要性を増している。先進的な企業では睡眠健康指導士を招いて研修を実施したり、腕時計型の睡眠センサーを導入して社員がスマホで自己管理したりするところもある。

中小企業でもできることがある。住宅リフォーム業のOKUTA(さいたま市)では、社員が就業

時間中にオフィスのデスクや社用車で15〜20分ほど仮眠をとれる「パワーナップ制度」が定着している。会長の奥田イサム氏が大きな事故にあったのをきっかけに、健康や企業の持続性を大切にする経営へ方針転換。

その取り組みの一環として始めた。導入から8年がたち、作業効率の改善や居眠り運転の防止、創造力の発揮など、さまざまな効果が現れているという。

睡眠時間は多くの疾病リスクと密接に関わっている。厚生労働省の調査によると、疲労の蓄積度が「高い」または「非常に高い」と判定される人の割合は、睡眠時間が短くなるにつれて高くなる傾向がみられる。睡眠不足が続く「睡眠負債」が溜まると、肥満や糖尿病、高血圧症、ガンなど生活習慣病の危険因子になるとの研究報告もある。

「睡眠負債」は免疫力を低下させ、感染症にかかりやすくなることも判明している。カリフォルニア大学の精神医学博士アリック・プレイサー氏の研究論文によると、風邪をひく確率は、睡眠時間が5時間未満の人では4・50倍、5〜6時間では4・24倍で、7時間睡眠をとった人より高い確率を示している。

多くの読者はご存じないかもしれないが、9月3日は睡眠健康推進機構(東京都文京区)が定め

た秋の「睡眠の日」。「ぐっすり」の語呂合わせになっている。機構では世界睡眠医学協会の「世界睡眠デー」にちなみ、3月18日を春の「睡眠の日」に定め、それぞれ前後1週間を睡眠健康週間とし、睡眠に関する知識の普及や啓発の活動を行っている。

「寝てない自慢」「食べてない自慢」「忙しい自慢」。日本人が好む職場での自慢話。かつてツイッターにこんなつぶやきがあり反響を呼んだ。「睡眠の日」が浸透しにくいのは「睡眠の質」とともに「労働の質」を軽視してきたせいもあるのではないか。

「寝てない自慢」に違和感を持たない組織では、創発や効率改善の取り組みは生まれにくい。在宅勤務など社外で働く機会が増えれば、健康面の自己管理ができて着実に成果をあげられる人材がより評価される時代になる。コロナ禍による経済危機は、ポジティブに捉えれば働き方改革を加速し、人材評価のモノサシを見直す奇貨ともいえる。急激な経営環境の変化にも、しなやかに対応できるように、組織の「免疫力」も高めておきたい。

筆者紹介

岡田直樹(おかだ・なおき) 1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当する。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長などを経て、現在、特別論説委員。埼玉県出身。

法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX 講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的に行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国80万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654

7つの間違い探し『紅葉狩』

左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。見つかりますか？ (答えは24頁にあります)



ひとひと



西東京第1支部

株式会社 西東京興産

代表取締役

戸塚 速さん
恩幣 匠さん

営業担当

防水工事全般を得意とする西東京市の企業。令和2年1月に御父上の戸塚新一社長（現会長）から事業継承したばかり。

速さんはこだわりのある職人肌で、仕事に厳しく防水に関するプロフェッショナルとして従業員たちを牽引する若き社長です。お兄さんの恩幣 匠さんは母親方の後継者となっているのですが、速さんとは実の兄弟ではありません。主に会社では営業職を担当し、様々な事務仕事を担当して、社長である速さんを支えています。

しあいながら進めているということ、現場の内容と把握がとでもスムーズなこと、施工技術の高さも相まって高い企業評価にも繋がっていると感じられました。

また、ここ10年位は防水工事だけでなく住宅やビルの外装メンテナンスも広く手掛けるようになっており、仕事に対する真摯な姿勢は、西東京市の企業として著しい成長を続けていく事と思っています。

戸塚 速社長の仕事に対する姿勢は「お客様の財産の価値を下げないように、時間や費用には限りはあるけれど、少しでも手



戸塚速さん



恩幣匠さん

を入れて仕事をする。」ことだそう、これからの展望としては、「地元の企業として、地元の人たちのためになる仕事をする。」と話してくれました。

二人とも、とてもまじめな人柄が話ににじみ出ていたことがとても好印象で、楽しく取材することが出来ました。

取材：西東京第1支部

広報委員 塩月哲朗



会社外観

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

- 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5) 「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。



「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、右記のように
記入してください。

(5) 社内 監査	実施の有無	☒ 有	☐ 無
	(法人会自主点検チェックシート)		

- また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入 組合 等 の 状 況	東村山法人会
	(役職名) ○○○委員
	：
	：

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

お問い合わせ先



自主点検チェックシートの
ダウンロードは
左のQRからどうぞ

問合せ：東村山法人会事務局 ☎042-394-7654
<http://www.tohoren.or.jp/higashi-murayama/index.asp>

納税表彰等 受彰者紹介 (五十音順)

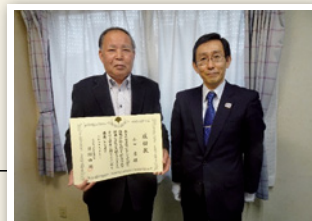
税を考える週間(11月11日から11月17日)に合わせて国、及び東京都の表彰等が行われました。今年は新型コロナウイルスの影響で表彰式等は挙行されませんでした。が、多数の会員がその榮に浴されましたのでご紹介します。

◆東京都税務功労者 主税局長表彰

村野 康司 氏 (会長)

◆税務功労者立川都税事務所長 感謝状

山田 章 氏 (西東京市、常任理事)



左)山田 章 氏 右)貝瀬所長

《東村山税務署長納税表彰受彰者》

◆税務署長受彰者

小堀 好美 氏 (西東京市、常任理事)
神藤 栄一 氏 (東久留米市、常任理事)
藤島 正喜 氏 (小平市、常任理事)間税会
細山 茂美 氏 (清瀬市、理事)

11月17日(火)東村山税務署において
表彰状が贈呈されました。

◆税務署長感謝状

飯島 博 氏 (東村山市、常任理事)
小川 隆雄 氏 (小平市、常任理事)
奥山 洋行 氏 (西東京市、理事)
小山 勇二 氏 (清瀬市、理事)
紺野 琢生 氏 (東村山市、常任理事)
當麻 智勇 氏 (東村山市、理事)
徳田 賢一 氏 (東久留米市、理事)間税会
原田 清見 氏 (東村山市、理事)



受彰者と会長、税務署幹部

報告

西東京第1支部

1泊研修実施報告

旅行11月17日(火)天気は快晴、経済活性化のためのGoToキャンペーンを利用し千葉鴨川を目指して出発。最初に紅葉の清水溪流広場を訪れ、昼食は海鮮料理に舌鼓を打ち、午後にはシーワールド・深海タイの生息地鯛ノ浦を訪問し、宿泊地鴨川ホテル三日月に到着。

温泉と宴会を楽しんだ翌18日は清澄寺へ。日蓮宗の開祖・日蓮聖人は12歳の時に当山で出家し勉学就業し、のち立教開宗の第一声をあげた由緒ある寺でした。また和蔵酒造では試飲と酒のお土産で一同大満足でした。午後4時には田無に無事到着。今回はコロナ禍での旅行ということもあり、バス・ホテル・旅行会社の感染防止対策には涙ぐましい苦労の実態があることを痛感する研修となりました。



1日目 鴨川ホテル三日月



2日目 清澄寺

報告

女性部交流会 実施報告

11月5日(木)、女性部会交流会が行われました。本年度の交流会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、参加人数を絞るとともに、検温や消毒等を行って実施いたしました。最初にTASAKI 紀尾井町店にて真珠についてのセミナーを受講し、地球温暖化とアコヤ貝(真珠母貝)の寿命の関係性について勉強しました。

次に、うかい鳥山(八王子)にて、美味しいランチと日本庭園の散策で優雅な時間を過ごし、部会員間の交流を深めました。

新型コロナ禍の影響で多くの事業が中止となり、寂しい状況でしたが、久々に顔を合わせ、車内ではビンゴ大会で大いに盛り上がり、とても有意義な交流会となりました。



TASAKI 紀尾井町店にて



うかい鳥山(八王子)にて



法人会

(公社) 東村山法人会の委員会・部会の紹介を行います。皆さん各委員会、部会とも地域のために頑張っていますので、ご期待ください!

今回は、総務委員会を紹介します。

総務委員会は、会の諸規則等の立案ならびに改廃に関する事項の他、予算の編成や決算に関する事項を所掌しています。また、会の最大事業である通常総会や賀詞交歓会を担当しており、特に賀詞交歓会の福引等、会員の皆様に喜んでいただける様な企画を考えています。

コロナの影響で大規模な事業の実施が難しい状況ですが、今後も会務運営を軸とし、会の活性化を考えてまいりますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いします。
(委員長 内野守)



内野委員長



総務委員会メンバー

「アフラック よりそうネット」に登録すると様々なサービスをご利用いただけます!

万が一に備えて、保障内容をオンラインで確認!

大規模災害発生時のリスクに備えて



紙の証券では紛失のリスクが...!

オンラインで保障内容を確認できるようにしておけば、いざという時でも安心です。



オンラインならいつでもどこでも利用できて、とっても便利!

ご自身のご契約内容をスマートに一元化

- がん保険
- 医療保険
- 死亡保険 など

ご自宅での紛失時でも心配不要



様々なお手続きがスムーズ&スピーディーに!

- 郵送不要
- コールセンターの待ち時間なし
- 住所・電話番号の変更
- 保険料振替口座の変更
- クレジットカード払いへの変更
- 受取人の変更
- ご契約者様の改姓
- 控除証明書の再発行依頼



さらに便利な新サービスを開始!

病気や身体のことを気軽に相談できる専門医はいますか?

オンライン医療相談サービス

あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに
プロの医療チームが
オンラインでお応えします!

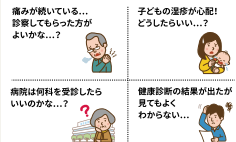
- 専門医を中心とした医療従事者がご質問に回答します。
- 納得のいくまで何回でも追加質問できます。^{※1}
- ご契約者様のご家族のことも相談できます。

月10回まで
相談無料!



提供元: (株) メディカルノート

たとえばこんな疑問やお悩みを...



お手軽に
質問・相談できます!^{※2}



^{※1} 新しい質問は月10回までとなりますが、同じ質問に対する追加質問には、回数制限はありません。
^{※2} 24時間以内を目安に回答しますが、ご相談内容やご利用状況によって、回答までに数日お時間をいただく場合があります。その場合は時間がかかる旨を事前にメールにてご連絡いたします。
注: オンライン医療相談サービスは、(株)メディカルノートが提供するサービスです。アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
また、本サービスは、あくまで相談サービスであり診断その他の医療行為を提供するものではありません。

初めてご利用される方

登録はとってもカンタン! まずはご登録ください!
おうちでアフラック 検索
https://www.aflac.co.jp/ca?
※スマートフォンではご利用いただけません。
※法人契約の場合はご利用いただけません。

ご登録には証券番号が必要です。
証券番号は、保険証券またはアフラックメール(1年に1度お送りしているご契約内容確認書)をご確認ください。

すでにご登録済の方

この機会にぜひログインし、「アフラック よりそうネット」の便利なサービスをご利用ください。
(左記からアクセスください)

新規ご登録者も 既に登録されている方も
ログインいただくと抽選で
家電製品が当たる!

スマホアプリでもご利用いただけます。

WEBサイトで、ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」にご登録後、当アプリで生体認証(指紋・顔認証)を設定していただく、2回目以降のご利用時には生体認証でログインができて大変便利です。

法人会行事のご案内

令和2年11月30日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
1/ 8(金)	13:00	労務経営相談会	法 人 会 館	2/ 9(火)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	法 人 会 館
1/12(火)	13:00	決算法人説明会	//	2/10(水)	14:00	売上につながる名刺セミナー	//
1/14(木)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//	2/12(金)	13:00	労務経営相談会	//
1/18(月)	18:00	青年部役員会	//	2/16(火)	14:00	個別融資相談会	//
1/20(水)	13:00	新設法人説明会	//	//	15:00	第9回税務教室	//
1/21(木)	13:00	東京都事業承継個別相談会	//	2/17(水)		生活習慣予防健診	東大和ハミングホール
1/26(火)	14:00	個別融資相談会	//	2/18(木)		生活習慣予防健診	東久留米スポーツセンター
//	14:00	第8回税務教室	//	//	13:00	東京都事業承継個別相談会	法 人 会 館
2/ 2(火)	13:00	決算法人説明会	//	2/19(金)		生活習慣予防健診	東久留米スポーツセンター
//	14:00	オンライン特別措置税制セミナー	Z O O M	2/21(日)		租税プロレス	小平第1中学校
2/ 3(水)	15:00	脱★ドンブリ経営セミナー	//	2/26(金)	13:30	e-Tax・eLTAX講習会	法 人 会 館

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては変更となる場合があります。

2月生活病健診案内

法人会会員は特別価格で検査できます。

日にち	受付開始	会 場
2月17日(水)	9時	東大和ハミングホール 東大和市向原6-1
2月18日(木)	9時	東久留米スポーツセンター 東久留米市大門町2-14-37
2月19日(金)	9時	東久留米スポーツセンター //
3月22日(月)	9時	こもれびホール 西東京市中町1-5-1

■詳しくは、12月中旬に(一財)全日本労働福祉協会より東村山法人会会員各社にご案内を郵送致します。
ご不明な点は東村山法人会事務局にご連絡下さい。☎042-394-7654

モロッコインゲンとソーセージ炒め

東久留米第1支部 野島 貞夫 さん

簡単★
おいしい



材 料

- ・モロッコインゲン …… 10本
- ・ソーセージ …… 2本
- ・塩コショウ …… 少々
- ・オイスターソース …… 少々
- ・胡麻油 …… 少々



作り方

- ① モロッコインゲンをお湯で1分間茹でる、4cm大小切って置く。
- ② フライパンでソーセージを炒め、
- ③ ソーセージの色が変わったら、いんげんを入れてサッと絡ませる、塩コショウ・ソースで味漬けたら、完成です。

募集

税に関する質問を募集します！

募集要項 質問を100字以内でお願いします。
匿名でOK！

「教えて税理士さん！」
コーナーの質問を募集しています。(P7) 経営者として、いまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等をお寄せ下さい。いただきましたご質問から1問ずつ税理士が回答し、会報誌「向日葵」に掲載します。

- 当会ホームページの「教えて税理士さん！」より
- 右記QRコードにアクセスし入力



- メール (info@higashimurayama-hojinkai.or.jp) または
ファクス(042-392-3820)で送信。
(質問を100字以内でまとめて下さい)

※広報誌にはイニシャル等で掲載しますが、連絡先をご記入下さい。

【問い合わせ先】 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事を募集します！

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味や日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規程

- 写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)
- 記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

掲載時期について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。



税に関する質問や表紙の写真が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で読み取りしてください。



7つの間違い探し『紅葉狩』(P18) の答え

- ① 袖の長さ(中央上)
- ② 隈取り(右上)
- ③ 紅葉の大きさ(中央)
- ④ 姫様の小指
- ⑤ 扇子の重なり
- ⑥ 刀の幅
- ⑦ 侍のまげ

【作者紹介】^{かみや いちろう} 神谷 一郎 イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)。

公益社団法人東村山法人会報 [272号] 令和2年12月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載